

第3回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会議名	第3回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日時	令和6年(2024年)8月26日(月) 午後6時30分から午後8時28分	
場所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室	
出席者氏名	委員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、木村恵子委員、久保田鉄平委員、清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説明者	—
	事務局	松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、瀧澤里佳子男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、迫田成幸男女共同参画課主任 加藤優花男女共同参画課一般職員
	その他市側出席者	松岡秀幸市民活動推進部長
欠席者氏名	荒木紀行委員	
議題	1. 開会 2. 議事 (1) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版における令和5年度(2023年度)評価について 3. その他 4. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由	—	
傍聴人の数	6名	
配布資料名	資料1: 令和5年度(2023年度)評価報告書(案) <第2回配布資料> 資料2: 令和5年度(2023年度)取組管理シート <第2回配布資料> 資料3: 「めざす姿1・3」に関する意見 資料4: 「めざす姿2」の指標の評価に関する市の考え	
議事内容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長 ・ 令和6年度（2024年度）第3回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
・ 事務局から本日の配布資料の確認をお願いする。

（事務局から資料の確認）

- 八木橋会長 ・ 本日は、午後8時30分までの開催となる。
・ 続いて、出席人数、会議の成立について確認する。
・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。
・ 本審議会は8名の委員により構成し、本日は荒木委員が欠席で出席者は7名で本審議会は成立している。
・ 次に、同条例施行規則第4条第4項で「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。」となっている。
・ 本日の審議会は「公開」でよいか。

（異議なし）

- 八木橋会長 ・ 本日の審議会は、「公開」とする。
・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者はいるか。

（傍聴者あり）

（傍聴者入室）

2. 議事

- 八木橋会長 ・ 次第2「議事」に入る。
・ 議事（1）男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版における令和5年度（2023年度）評価についてである。
・ 本審議会に諮問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況に関すること」について、令和5年度において各所管で取り組んだ内容を確認しながら、取組状況を評価するとともに、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策に関し、意見を伺いたい。
・ 前回の審議会では、「めぎす姿1」と「めぎす姿3」について、意見を伺ったが、時間の都合で十分に発言をいただけなかったため、前回の審議会後に、事務局から意見聴取用のフォーマットをメールしていただいた。
・ 提出された意見は、資料3としてまとめていただいている。
・ この内容について、事務局から補足と修正に関し、説明をお願いする。

- 男女共同参画課長 ・ 補足と修正と前回の回答についての修正という3つの報告する。
・ 一つ目、前回配布した資料2の2ページ一番上の「いちょう塾」の開講について、学園都市文化課より修正の連絡があり、「男女共同参画に関する理解を深める講座提供はなかった」としていましたが、「英語で学ぶ社会的制度 アンコンシャス・バイアス」という講座を実施したという修正があった。
・ 次に資料3ですが、「指標1」と「指標4」について「D」評価も考えられるという意見をいただいているが、資料1の3ページの「指標及び参考数値に対する評価の見方」で、「D」評価は「まったく進捗していない」とあり、「C」の「あまり進捗していない」に対して「D」の「まったく進捗していない」は、取組もなされていないということを意味するため、取組はなされてはいるけれども進んでいないという場合は「C」という評価にした。
・ 前回、荒木委員からの防災についての質問だが、「総合防災ガイドブック」は市が作成したもので、市民の意見ではないが、阪神淡路の地震や熊本地震などの過去の地震での報告書等から、女性の意見を取り入れたということである。
・ また、防災会議については、委員49名中10名が女性であり、女性の参加率を上げるという所属長の考えを継続しているという確認がとれている。
・ このことについては、荒木委員にはすでに連絡済みである。

- 八木橋会長
- ・事務局からの説明は終了した。
 - ・先ほども伝えたが、「めざす姿1と3」については、前回の審議会で審議したもののだが、皆様からの意見聴取が十分にできなかったことから、資料3は「指標の評価」や「所管による取組内容」について、事務局が皆様に意見を募ったものをまとめた内容となる。
 - ・皆様から多くの意見を頂戴しているが、さらに補足や追加意見あれば発言願う。
 - ・皆様から頂戴した意見を見ると、「めざす姿1」の「重点課題1・2」と「めざす姿3」の「重点課題6・7」の各指標に関する市の評価については、ほとんどの指標で「妥当」との意見をいただいている。
 - ・「指標1」については、「D」評価も考えられるという意見、「指標2」については、「A」評価も考えられるという意見、「指標4」については、「D」評価も考えられるという意見があった。
 - ・審議会として、この3つの評価をどうするか、意見を頂戴したい。
 - ・なお、発言者は、挙手をし、渡したマイクを使用しての発言をお願いします。
 - ・「重点課題1」の「指標1」「学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合」は、前回市からは「C」評価が提示されている。
 - ・数値の低下がみられることから「D」評価も考えられるという意見を頂戴したが、先ほど、事務局からの説明のとおり、「D」評価は「何も取り組んでいない」ということを含むということであり、これについては「C」評価でよろしいのではないかと。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・続いて、「指標2」「性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合」については、市の評価は「B」であった。
- 木村委員
- ・妥当であるとの意見のほか、「A」評価でもよいのではという意見もある。
 - ・数字が伸びているということでは「A」評価でもよいのかと思う。
 - ・資料3の「評価(妥当)に関するご意見」欄にあるとおり「現状値は目標値を超えているので「A」としたいところであるが、調査の内容から男性回答者が女性回答者の半分であることを考慮し、市の評価は妥当である。」と書かれており、私も調査の背景をもって「B」でよいと思う。
- 八木橋会長
- ・「B」評価で妥当ということではどうか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・続いて、資料3の「指標4」の「市の女性管理職の割合」だが、目標値30%に対し現状値13.3%で市の評価は「C」であった。
 - ・これに対し「目標値を大きく下回り、横ばいなので「D」評価も考えられる」という意見がある。
 - ・「何もしていない」が「D」評価に含まれるということなので、「C」評価が妥当と思われるかがか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・他に意見はないか。
- 野村委員
- ・「重点課題2」「指標3」「市が設置する附属機関等における女性の割合」の数値が変わっていないが、女性を任用できない所管課ではどういう理由なのか。
- 男女共同参画課長
- ・女性の参画率が30%に満たない所管にはヒアリングをおこなっている。
 - ・都市計画系、区画整理系、医師の審査が必要な所管等は、関係者により組織するという要綱になっている。
 - ・特に区画整理では権利関係者が男性のみであったり都市計画審議会においては、学識経験者がほぼ男性であるという現状のようだ。
 - ・医師の推薦についても男性がほとんどである。
 - ・医師会等への女性の推薦の働きかけや、学識経験者について女性の経験者を探すよう依頼しているが、所管課からは「なかなか見つけることができない」との回答を受けている。
- 野村委員
- ・「施策」は市民に関わるもので、その中で「女性が出てこない」ということではなく

て、考え方を変えていかないと、女性の参画率向上を実現できないのではないかと。

- ・ 専門家でないと任用できないということが要綱等に明記されているかもしれないが、市民に対する施策であるため、男女共同参画課から女性参画の重要性を所管課へ説明してもらいたい。

八木橋会長

- ・ 各所管による取組状況に関する意見を皆様からいただいた。
- ・ これを当審議会の意見として評価報告書に記載することに意見はあるか。

(異議なし)

八木橋会長

- ・ 引き続き、本日は、前回配布されました資料1と2、そして今回配布された資料4をご覧いただき、「めざす姿2」に関する指標の評価と各所管での取組内容、そして、資料1の27ページ、「男女共同参画の推進」に関する指標について、事務局より説明をお願いします。

男女共同参画課長

- ・ 「めざす姿2」の資料1と資料4について説明する。
- ・ 「めざす姿2」「男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会」の「重点課題3」「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」の「指標5」「配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合」は、現状値は10.8%と目標値の0%には達していないが、平成24年度の数値より約半分まで減少しているため評価は「B」とした。
- ・ 「指標6」の「配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合」は、現状値9.3%と目標値の0%には達していないが、大幅に減少しているため評価としては「B」とした。
- ・ 資料2の6ページ、「めざす姿2」の各所管の取組の説明をおこなう。
- ・ 「取組番号14」「DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実」として、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」週間を踏まえて意識向上のための啓発活動をおこなった。
- ・ 「取組番号15」「デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実」ではDVを防止するための意識啓発として、八王子市立看護専門学校でDV防止の講習をおこなっている。
- ・ また、市内の高校・中学でデートDVを防止するための普及啓発として東京純心女子高等学校ほか6校で、1,201名に対して講座をおこなっている。
- ・ デートDVデジタル冊子としてデジタル版を作成し、ホームページに掲載し、令和6年度になってからは紙版を作成し夏休み前に各市立中学校3年生に配布する等の若年層へデートDVに関する意識啓発をおこなっている。
- ・ 「取組番号17」「被害者の早期発見と支援のための相談の実施」としては、男女共同参画センターでの相談件数が2,345件、うちDV相談件数が404件となっている。
- ・ 女性相談に関するカードをクリエイトホール、市民センター、本庁舎等の女性トイレに配架し周知している。
- ・ 昨年は被害者の早期発見に向けた出張相談を4回実施し、参加者13名となっている。
- ・ そのほかの相談としては、総務課での人権相談、八王子駅南口総合事務所での法律相談、高齢者福祉課では介護事業所職員に向けた虐待防止研修をオンラインで実施し、高齢者虐待の早期発見の重要性を周知した。
- ・ 障害者福祉課では市指定の委託相談事業所5か所と連携し、相談体制を整え、DVや虐待の防止とその支援をおこなっている。
- ・ 保健福祉センターでは妊婦や赤ちゃん訪問、健康相談など、女性に関して電話相談や家庭訪問など保健事業を通してDVの早期発見に努めている。
- ・ 自殺対策の所管では精神福祉相談を受けており、DV相談93件、デートDV相談4件と、相談による早期発見に努めている。
- ・ 子育て支援課では、ひとり親家庭への相談をおこなっており、DVの早期発見に努めている。
- ・ 教育指導課では、学校教育の教育相談の中で家庭背景に配偶者暴力があった場合は関係機関との連携や支援をおこなっており、男女共同参画課への相談もスクールソーシ

- ・ ャルワーカーが同行支援をおこなっている。
- ・ 「取組番号18」では、高齢者福祉課において生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護事業をおこない、高齢者の家族の生活の安定化が図られ、介護に携わる家族の負担軽減に努めている。
- ・ 障害者福祉課では、被虐待者の安全確保のため、施設への一時保護を実施している。
- ・ 「取組番号19」「民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保」として、男女共同参画課では、DV被害者緊急一時保護事業を民間事業者へ委託し被害者の安全確保に努めている。
- ・ 「取組番号21」「住民基本台帳事務における支援措置」は、市民課における警察や東京都の女性相談支援センターが発行する証明による支援措置件数・支援対象者数は増加傾向となっているとの報告を受けている。
- ・ 「取組番号23」「被害者の就労等における支援の実施」では、男女共同参画課、生活自立支援課、子育て支援課の3課で支援を実施している。
- ・ 「取組番号24」「被害者の子育てに関する手当支給の手続きに対する支援」ではDV被害者への支援で、子育て支援課での児童扶養手当の支援、保険年金課では扶養から外す等の支援、その他住宅支援、保育園入園のための支援、学童保育所入所に関しては、DV証明による適切な支援をおこなっている。
- ・ 資料4、「重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」の「指標7」「セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合」が、現状値で36.0%と大幅な増加となっている。
- ・ 多様なハラスメントが増えている状況に加え、過去には流していたこともセクシュアル・ハラスメントではないかとの認識の変化により、数値が増加となっていると考えられるため「C」という評価にした。
- ・ 資料2の13ページ、「取組番号33」「性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発」として男女共同参画課では、若年者の性暴力被害予防月間中、「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」等の問題をSNS利用を起因とする性被害などに関する啓発を目的として、ホームページやSNSで情報を提供した。併せて男女共同参画センター、若者総合相談センター内でポスターを掲示し、若者の性に関する意識向上につなげた。
- ・ 「取組番号34」「セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供」については男女共同参画課によって、さまざまな情報を男女共同参画センター内に配架したり、ホームページに掲載し、啓発をおこなっている。
- ・ 安全衛生管理課では会計年度任用職員を含む全職員を対象としたハラスメント防止研修をeラーニングで実施した。管理職対象のハラスメント防止研修も2回実施し57名が受講している。
- ・ 職員の新規採用時に、相談方法やハラスメントについての周知啓発をおこなっている。
- ・ 「取組番号36」「性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供」としては、男女共同参画センターでのLGBT電話相談や「性的マイノリティへの理解を深める～誰もが働きやすい職場環境に向けて」をテーマにした職員研修を実施し137名の参加があった。
- ・ 総務課ではフラワーフェスティバルやいちょう祭りで啓発物品やチラシを配布し、意識啓発をおこなった。
- ・ 資料4「重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立」の「指標8」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度」の数値は19.5%と目標値に到達しているが、他の所管の状況を見ると今後も周知の必要があるため、市としての評価は「B」とした。
- ・ 「指標9」「乳がん検診の受診率」ですが、現状値は46.4%で新型コロナの影響で受診控えがあったため前回よりも若干減り、目標値には達していないが、徐々に増加しているので市の評価は「B」とした。
- ・ 「指標10」「子宮頸がん検診の受診率」ですが、現状値は38.6%と平成29年度

の数値より減少し目標値に達していないが、徐々に増加してきているので市の評価は「B」とした。

- ・これについての取組は資料2の14ページからになる。
 - ・15ページ「取組番号37」「女性の健康づくりに関する普及啓発」については成人健診課で「がん検診の無料クーポン券」の送付やがん検診の受診勧奨、再勧奨通知を送付している。
 - ・乳がん検診の受診者は、11,953名、子宮頸がん検診の受診者は17,099名となっている。
 - ・東京医科大学八王子医療センターや東海大学医学部附属八王子病院と共催で「がんの正しい知識」についての講演会や、両病院のがん相談センターでの個別相談会も実施した。
 - ・山野美容芸術短期大学によるアピアランス相談やウィッグ等の説明会も実施し、普及啓発をおこなっている。
 - ・各保健福祉センターでは、妊娠期の教育としてパパママクラスの際に母及びパートナーの健診の必要性や生活習慣の改善等について説明している。
 - ・令和5年10月からは産婦健康診査費用助成事業を開始し、産後間もない産婦に対し、診察のほかメンタルヘルスアンケートを実施し、助成が必要な産婦への早期支援をおこなっている。
 - ・赤ちゃん訪問の際に「産後うつ病質問票」を全訪問で導入し、産婦の心理面の支援の強化を図っている。
 - ・女性の健康相談会を125回開催し2,987名からの相談を受けるなどして、健康意識の醸成につなげる活動をおこなっている。
 - ・「取組番号38」「女性の健康づくりに関する支援」は、保健対策課により特定不妊治療費助成が保険適用されることが決まっているため、今後は掲載されることはなくなる。
 - ・HIV・性感染症検査の無料検査・相談を実施し、実績としてはHIV検査は228件、相談は664件となった。
 - ・「取組番号40」「思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供」では、子どものしあわせ課が赤ちゃんふれあい事業を、市内公立中学校35校で実施したことで、妊婦・赤ちゃん親子とのふれあい交流や、助産師による性に関わる健康と妊娠・出産、また命の大切さなどの講義により思春期層への意識啓発ができた。
 - ・資料1の27ページ、「男女共同参画の推進」は全体の指標になっている。
 - ・「指標16」「男女共同参画」という言葉の認知度については現状値が82.7%で目標値の80%を超えており、「男女共同参画」という言葉を聞いたことがない人は少なくなっているため市としての評価を「A」とした。
 - ・「指標17」「男女共同参画センター」を知っている人の割合の現状値は30.3%で目標値には達していないが、順調に増加しているため市の評価は「B」とした。
- 八木橋会長
- ・事務局からの説明は終了した。
 - ・皆様からは、現在置かれている立場であったり、最近の社会における傾向など、様々な角度から、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策など、前回に引き続き意見を伺いたい。
 - ・意見は、資料1「評価報告書(案)」にある重点課題ごとに設定された指標に関する評価と資料2「取組管理シート」の所管における取組状況に関する個々の取組でも、重点課題全体についての意見でも構わない。
 - ・「めざす姿2」には、「重点課題3・4・5」がある。
 - ・「重点課題3」は、資料1「評価報告書(案)」10ページ、それに関連して資料2「取組管理シート」6～12ページにある34所管分である。
 - ・「重点課題4」は、資料1「評価報告書(案)」14ページ、それに関連して資料2「取組管理シート」12～14ページにある12所管分である。
 - ・「重点課題5」は、資料1「評価報告書(案)」17ページ、それに関連して資料2

- 「取組管理シート」14～17ページにある11所管分になる。
- ・「めざす姿2」の「重点課題3・4・5」に関する指標への評価と、「めざす姿2」に関するそれぞれの取組について、順番に意見を伺う。
 - ・まずは、資料1の10ページまたは資料4の「重点課題3」に関する指標への市の「評価」と資料2の6～12ページにある所管による取組の内容について意見を伺いたい。
- 齊藤副会長
- ・「取組番号15」「デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実」について先ほどの説明で中学生にデートDV防止啓発冊子を配布したとのことだが、配布の時に男女共同参画課の職員等からの話があり生徒に渡すのか、学校の先生に委ね、先生が説明をしながら渡すのか、配布するだけなのか、どのような形で配布したのか。
 - ・中学生に配布したことは良いことだと思う。
 - ・お互いの尊厳を守るという意味でも小学生から知っていても良い内容だと思う。
 - ・配布は大変なことだが、講義等と併せておこなうことで、より効果的になると思う。
- 男女共同参画課長
- ・初めての試みで、中学3年生に配布した。
 - ・中学校校長会の役員会、中学校校長会で配布の説明をおこなった。
 - ・校長会では「何の教科で配布するのか」という質問があり、教育委員会と調整することとなった。
 - ・統括指導主事と相談し、夏休み中の予防対策と考え、夏休み前の朝の学活で配布を依頼した。
 - ・来年も中学3年生に配布する予定であるが、何かの教科で配布してもらいたいと考える。
- 齊藤副会長
- ・デートDVは人権問題でもある。
 - ・支援団体グループもあり、その団体の当事者が、具体的なことを盛り込みながらお互いに尊重する、という対等な関係について話をする取組を授業の一環としておこなっている中学校もある。
 - ・八王子市の中学校でも今後そのような取り組みを実施してほしい。
- 木村委員
- ・資料2の7ページ、「取組番号17」「被害者の早期発見と支援のための相談の実施」に法律相談件数1,623件とあるが、何に関する法律相談なのか。
- 男女共同参画課長
- ・全般的な法律相談の件数である。
 - ・これ以外に子育て支援課で子育て家庭での離婚相談もある。
- 八木橋会長
- ・多くの取組がおこなわれており、それ自体高く評価されることである。
 - ・一つ一つの取組が単発的に終わることなく、目標達成に寄与するような継続性が必要である。
 - ・各取組の反省点や良い取り組みを他にも活かし、更に充実した取組を継続してほしい。
- 野村委員
- ・「取組番号16」「関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施」で「よりよい支援のための連携について」という講座を男女共同参画課が職員に対しておこなっているが、参加者の数が少ないのはなぜか。
 - ・法律相談をおこなっている中でDVに関する相談は無かったようだが、それに気づかないということもあるため、相談員に対しても、男女共同参画課が啓発していく必要があると思う。
- 男女共同参画課長
- ・昨年はDVの担当者会の中でこの研修を実施したため参加人数は少なかったが、令和6年度は全職員にeラーニングでの研修を実施する予定である。
- 野村委員
- ・DVとは何かを理解していないと、相談する方もわからないということがある。
 - ・相談窓口がどこなのかがわかる仕組みがあると良い。
- 齊藤副会長
- ・DVは命にかかわることなので、それをキャッチすることはとても大切なことである。
 - ・その人の安全を確保でき、自立に向けてまでの支援が必要である。
 - ・窓口に関連する職員は危機感を持たないと些細なミスで相談者が命を落としてしま

- う事件になっていることもあるので、研修等により、公務員として市民の命を守るとい意識を高めることが必要だと思われる。
- ・「重点課題3」の「指標5・6」の数字は減少しているので良い傾向ではあるが市はどのように認識しているか。
- 男女共同参画課長
- ・数値の減少により、市の評価は「B」としているが、相談を受けているなかではあからさまな暴力が減っているようだ。
 - ・殴るとか、蹴るとかではなく、言葉の暴力、無視とか、メンタルをやられるような心理的な虐待が増えていると感じている。
 - ・思考が錯乱し、正しい判断ができなくなってしまい、これは暴力を受けていない、DVを受けていないと思ってしまう人がいる。
 - ・DVを受けているということの認識を高めるための周知啓発が必要だと感じている。
- 齊藤副会長
- ・数字だけではなく内容についても十分に精査する必要がある。
 - ・DVを受けている家族を見て育つ子どもはとても影響を受けやすい。
 - ・子どもが自分の心を殺していることにもなる。
 - ・そのことをよく理解したうえで、支援をする必要がある。
- 木村委員
- ・身体的暴力よりも、モラハラ、パワハラ、そういったことで妻が人格を否定されるということで、生きて行く価値がないと思わされてしまっている女性をたくさん見ている。
 - ・「配偶者等からのあらゆる暴力」は身体的暴力と思いがやすいが、精神的な暴力や経済的なDVもある。
 - ・生活費を渡さないで妻を困窮させていくというDVもある。
 - ・「指標5・6」では「何度も受けた」「一、二度受けた」という人の割合があるが、何らかの形で暴力を受けたことのある人は、単純にこの数字を足せばよいのか。そうであるならば半分くらいの人は何らか、暴力を経験しているという結果と読めるのか。
- 男女共同参画課長
- ・足せばよいかは明確には答えられない。
 - ・この時の設問としては、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要等としているが、それをどの程度でDVと捉えるかというのは人それぞれになるので、そこはまだまだ周知が必要である。
- 清水委員
- ・「重点課題3」について、暴力と躰の境界は家庭によって違っていると思う。
 - ・面前DVを受けながら育ってきた子どもは、それが当たり前だと思ってしまうところがあり、とても根深いと思う。
 - ・DVではないかと感じた時にとりあえず相談できる場所がもう少し増えると、早い段階で改善されるのではないかと思う。
 - ・東京都の啓発カードがトイレにあったので持ってきた。これにはDVについての具体例が記載されている。LINEでの相談を勧めているのも良い取り組みだと思う。カードは持ち帰ることができるため、何のDVに当たるのかを啓蒙できたり、自分で持っていることで、酷い目にあった後に、これはDVにあたるのではないかと思ったときに、相談につなげることができるため、これをもっと普及させて行ければよいと思う。
 - ・このように具体的にアクションして、アクションされたものを行政の側が汲み取っていけるような、体制があると良い。
- 木村委員
- ・DVをしている方は、自分がDVをしているとは気づいていない。妻への躰をおこなっている、妻がだめだから躰をやっているのだという意識でいる。やっている方で、私はもしかしてDVをやっているのかもと思っている人はほとんどいない。そういった人への啓発が必要である。
- 八木橋会長
- ・意識することはとても重要なことである。
 - ・適切な情報提供であったり、外からDVに該当するという情報が入ってこないDVに気が付かない状態のままであったり、耐えてしまっている状態になっていることがある。
 - ・DVを受けた・している当事者が、これはDVにあたるのか、と疑問に思った際に、次のステップとして個別の相談につなげることが理想である。
 - ・DVに関する一般的な情報の提供や周知を図ってはいるが、相談につなげることはな

かなか難しい状態である。

- ・電話相談だけではなく、オンラインを使用した相談もできるよう整備を進めるのもよいのではないかと提案が以前にあった。そのような整備が進んでいくと良いのではないかと感じる。

八木橋会長

- ・次に、資料1の14ページまたは資料4の「重点課題4」に関する指標への市の評価と資料2の12～14ページにある所管による取組の内容について意見を伺いたい。
- ・「重点課題3」の「指標5・6」に関しての評価として、市の評価はどちらも「B」としているが、その評価が妥当であるとしてよろしいか。

(異議なし)

八木橋会長

- ・意見等がないようなので、「重点課題3」の評価に関しては市の評価のとおりとする。
- ・次に、資料1の14ページまたは資料4の「重点課題4」に関する指標の市の評価と資料2の12～14ページにある所管による取組の内容について意見を伺う。

木村委員

- ・先ほど男女共同参画課長が、セクシュアル・ハラスメントの被害者が増加しているのは認識の変化とのことであったが、そもそもセクシュアル・ハラスメント被害を訴えるのは圧倒的に女性であるため、今回 LINE アンケートで調査した回答者の内訳は、女性の回答者数が男性の回答者数の倍だということを鑑みると、「指標7」の現状値の数値が増加するのは当然と思う。

男女共同参画課長

- ・女性が多いので、この数値になったということもありますが、男性からも被害を受けたという回答もあった。
- ・更に性別を答えないという方が、「セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた」という回答もあった。
- ・これは LGBT の方ではないかと思われまして、実際に専門相談においてもセクシュアル・ハラスメント被害の経験についての相談があった。
- ・女性だけの視点ではなくなっている時代なのではないかと思われる。

木村委員

- ・令和6年の LINE によるアンケートで、性別回答に「あてはまらない」という項目を記載しているのは良いことだと思った。

八木橋会長

- ・内閣府からのアンケートでは「まだ決めていない」という選択肢もあった。
- ・性は誕生した時に決められているという概念から、自分で決められるという時代に変化したのだと感じた。
- ・平成24年度から数値が増加しているのは、セクシュアル・ハラスメントの認識が変化したことが主な原因と思われるが、今まではセクシュアル・ハラスメントと認識していなかった事案が、セクシュアル・ハラスメントであると認識されることは悪いことではない。今後この数値をどのように下げていくのが課題である。
- ・市としてセクシュアル・ハラスメントに対しての取り組みはおこなっているが、実際には数値の増加となっているため、評価は「C」としたとのことである。
- ・この評価について意見のある方はいらっしゃるか。

野村委員

- ・市の考えとして記載されている「認識が変化している」という表現に違和感がある。

八木橋会長

- ・これには理由が2つある。1つはセクシュアル・ハラスメントに該当する対象の幅が広がった、2つめはセクシュアル・ハラスメントに対する意識が高まったため、振り返るとセクシュアル・ハラスメントに該当していたと言えるようになったという2つの理由かと思われる。

齊藤副会長

- ・資料2の13ページ「取組番号32」「性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実」とあるが、実際に子ども性被害は潜在化しやすい状況となっている。
- ・子どもは、自分でも何が起きているのか理解できずに、相談するという行動になかなか至らないことが多い。
- ・気づくのは身近な大人であるが、若年層への性暴力等が判明した時の相談場所がわかりにくい。例えば学校の先生がそのことに気づいたときに、どこに相談すればよいかわからない場合、どのようにすればよいのか。
- ・八王子市ではこのことについてどのような対応になっているか。

- 男女共同参画課長
- ・男女共同参画課が夏休み前に「デートDV」の冊子を配布したのは、子どもが行方不明になる事例が増えていると統括主事から聞いたからだ。
 - ・親は全く気づいていなくて、組織の大人からお金と携帯を渡されて忽然と消えてしまうとのことである。
 - ・大人の組織が絡んでいるため足取りが全く分からない状態とのことであった。
 - ・親御さんから相談が来てもなかなか子どもにつなげられないという現状とのことである。
- 齊藤副会長
- ・学童保育所など子どもの身近な生活の場で、子どもが被害を口にする 경우가あり、周りの大人は「本当なの？」とは言ってはいけなくて、「よく話してくれたね」と言って受け止めなければならない。
 - ・古い統計だが、子ども性被害の8割は身近な大人が加害者であった。
 - ・早期に加害者を見つけ、更なる被害者を生まないということも当然大切であるが、その子が今後どのように生活していくかは、周りの対応がとても大切である。
 - ・「取組番号32」では、若年層の性暴力に対する相談体制を周知していくことが必要だと思う。
 - ・打ち明けられた大人がどこに相談すればよいか分かる内容にすれば、安心して生活できるのではないかと思う。
- 前田委員
- ・児童の性暴力については東京都が力を入れており、小学校1～6年生までの児童に対し、「覗かれた」「触られた」などが性被害に該当するということを明記したアンケートをおこなっている。
 - ・直接東京都の相談窓口や学校に提出できるようなことを1年に1回おこなっている。
 - ・教員が性加害者になることもあるので注視している。
- 野村委員
- ・「いじめで身近に相談できる大人がいるか」ということを確認する取り組みもおこなっているということも聞いている。
- 前田委員
- ・それも聞いている。しかしクラスに一人くらいは相談できる大人がいないとの回答があるに、その子に対しては注意している。
- 八木橋会長
- ・他の学校では1人1台のタブレットを配布していて、それでアンケートをおこなっているが、集計に時間がかかりタイムリーに集計結果を出すことができないという状況が問題になっていると聞いている。タイムリーにおこなうことが大切である。
- 男女共同参画課長
- ・子ども・若者育成支援センター「はちビバ」では、ただ遊ぶだけではなく、困難を抱えた小学生から中学生の相談を受けている。
 - ・身近な場所で相談を拾って、何かあったら必要な場所につなげるといったことで「児童館」から名称も変えて運営し、犯罪防止の対策を整えている状況である。
- 八木橋会長
- ・「eラーニング」はどのように実施しているのか確認したい。
 - ・空き時間に個人でおこなっている状況であるか。
- 男女共同参画課長
- ・個人で空いた時間に受講しており、端末が配備されていない保育士や会計年度任用職員については空いている端末を使用して個々に受講する、もしくは紙ベースで受講できる体制になっている。
 - ・受講状況に関しては職員課が把握しており、課長も受講状況の確認がおこなえるため、未受講者に受講を促すようになっている。
- 八木橋会長
- ・個々で受講すると、なかなか記憶に残りにいので、複数人で受講し、受講後にそのメンバーで話し合いをするという方法にすれば、受講者の意識が変わるのではないか。
 - ・少しの工夫でeラーニングの効果が高まると思う。
 - ・では他に意見もないようなので、「重点課題4」の評価に関しては「C」としているがその評価が妥当であるとしてよろしいか。
- (異議なし)
- 八木橋会長
- ・次に、資料1の17ページまたは資料4の「重点課題5」に関する指標への市の評価と資料2の14～17ページにある所管による取組の内容について意見を伺いたい。
- 木村委員
- ・「指標8」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の認知度」は女性にとって

- は基本的なことであるため、目標値としてはもう少し高く設定していただきたい。
- 八木橋会長
男女共同参画課長
- ・これに関しては今後、より高い目標数値にして推進していただければと思う。
 - ・すでに運用されている「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」では、指標が「生命（いのち）の安全教育実施回数」と「男女共同参画センター新規相談件数」に変更となっているため、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツは指標として明記されていない。
 - ・しかし、10%という数値はほとんど知らないという状況であるのではないかと感じる。
 - ・今後はDVや女性の健康に関する周知啓発において明記していく。
- 八木橋会長
- ・「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」は世間的にはまだ浸透していないと感じる。
 - ・次の「指標9・10」だが、これは受診率がコロナ禍ということもあるので、目標値に達していないが、「B」という評価でよいかと思うがいかがが。
- 齊藤副会長
- ・資料2の15ページの「取組番号37」の「女性の健康づくりに関する普及啓発」ですが、各保健センターの取組②で令和5年10月から産婦健康診査費用助成事業を開始したとあるが、これは出産後間もない産婦に対し、最近病院で赤ちゃんとお母さんを一週間程度経過を診てくれるという制度が横浜市であったと思うが、そのことか。
 - ・産後、誰からも手助けしてもらえない家庭もあるので、産後ケアの推進は、安心して子どもを産むことができるという認識につながる。
- 男女共同参画課長
- ・産婦健康診査費用助成事業は新しい事業で費用の助成である。
 - ・なお産後ケアはおこなっており、宿泊型は病院に宿泊する、通所型は日帰りケアを受ける、ショート型は助産院におけるケアを受ける、訪問型は、助産師の訪問によるケアを受けるという内容で安価で利用できることになっている。
 - ・ここ数年で産後ケアに関してはかなり充実していて、更に産婦健康診査費用助成の新設ということになっている。
- 野村委員
- ・助産師がケアをするので、乳房ケアもおこなっている。
 - ・ただ、宿泊型をおこなっている病院が少ないため、宿泊型の件数はなかなか増えない状況になっている。
 - ・訪問型に関しては訪問できる場所が限られているので、なかなか件数は増えていないと聞いている。
- 齊藤副会長
八木橋会長
- ・産後ケアに関しては更に充実していただきたいと思う。
 - ・個別の取組を見ると大学と一緒に取り組んでいる内容がある。
 - ・八王子市は学園都市であるため、各大学に男女共同参画推進室だとか、ダイバーシティ推進戦略本部等の名称の部署が設置されているが、このような取り組みをおこないたいが、どうしたらよいか探っている。コンソーシアムを通して直接こういった部署にアプローチするのが良いかと思う。
 - ・杏林大学では地域交流課が市との窓口となって依頼内容の該当部署につなげている。男女共同参画推進室と指名があれば、そこにダイレクトにつながる。
 - ・コンソーシアムを利用して若い力を取り入れた周知啓発をおこなっていくことが良いのではないか。
- 男女共同参画課長
- ・学生の協力については現在協定を結んでいる大学は1校のみだが、学園都市文化課やコンソーシアムを通じて大学生に活躍してもらおう場が非常に多くなっているため、今後も協力をお願いしていきたい。
- 八木橋会長
- ・今後も更に学生の力を取り入れていただきたいと思う。
 - ・他に意見が無いようなので「重点課題5」の「指標8・9・10」に関しては市の評価「B」で妥当ということする。
- (異議なし)
- 八木橋会長
- ・最後に、資料1の27ページまたは資料4の「男女共同参画の推進」に関する「指標16と17」への市の評価について意見を伺いたい。

- ・「指標16」の「男女共同参画」という言葉の認知度は目標値80%に対して82.7%という現状値であり目標値を超え大幅に増加しているため、評価は「A」である。
 - ・「指標17」の「男女共同参画センターを知っている人の割合」については、目標値40%に対し現状値30.3%と、目標値には達していないが、順調に増加しているため「B」評価としている。
- 木村委員
- ・「男女共同参画センターの認知度」30.3%は残念である。
 - ・相談先として「男女共同参画センター」が市民の間で自然に思い浮かぶことが望ましい。
 - ・目標値の40%は低いのではないかと思う。
- 八木橋会長
- 男女共同参画課長
- ・今後の目標値を高くということですね。
 - ・「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」においては「男女共同参画センターの認知度」ではなく、「男女共同参画センター新規相談件数」が指標となっており、相談件数を増やすことになっている。
 - ・どちらにしても男女共同参画センターを認知してもらわないと相談件数が増えないので、様々な場所に周知啓発が必要だと思う。
 - ・男女共同参画センター開設後、八王子市保健所、高齢者安心相談センターやはちまるサポートなども開設され、そういった施設と協力して相談の周知啓発をおこなっていく。
- 八木橋会長
- ・逆に、男女共同参画という言葉を知らない18%の方々はどういった方々なのだろうか。
 - ・久保田委員の周りではどうか。
- 久保田委員
- ・意味は理解していますし、認知度という視点で言えば、広く知られている言葉だと思うが、中には「知らない」と答える人も一定数存在するかと思う。
- 男女共同参画課長
- ・この回答に対する質問が、「男女共同参画社会」という言葉を見たり聞いたりしたことがあるか」なので、「聞いたことがない」という方はいるかもしれない。
 - ・男女共同参画とは全く無縁な方がなかにはいるのではないかと思う。
- 久保田委員
- 八木橋会長
- ・「聞いたことがある」ということであれば、浸透しているかと思う。
 - ・「男女共同参画」という言葉を知らない人に対して何かアクションを起こさなければいけないのか、何かしら周知啓発をおこなわなければいけないのか、それともしなくても良い状況なのか、その判断を見極めた方が良いのではないかと思う。
- 男女共同参画課長
- ・知らない人には周知が必要かと思いますが、おそらく男女共同参画社会は見ようとしないと見えない課題なのではないかと思われる。
 - ・6月の広報で男女共同参画週間を謳いましたが、この内容を見ようとしない限り、そのまま見落とされてしまう。
 - ・そこは今後の周知活動の課題なのではないかと思う。
- 八木橋会長
- ・「指標16」に関しては、「男女共同参画」の認知度が目標値を上回っているので、市の評価は「A」、「指標17」では男女共同参画センターの認知度は徐々に上がっているが、目標値の40%には達していないため「B」という評価だが、妥当ということではよろしいか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・皆様、ありがとうございました。
 - ・本日の審議会では、「めぎす姿1」と「めぎす姿3」の部分について、意見を頂戴したことを確認するとともに、「めぎす姿2」について意見を頂戴した。
 - ・本審議会からの意見を汲み取っていただき、市として「令和5年度評価報告書」を作成いただきたい。
 - ・次回の審議会では、その内容と審議会からの意見を確認したい。

3. その他

- 八木橋会長
- ・次第3「その他」である。

- 事務局
 - 八木橋会長
- ・ 次回の審議会開催予定について、事務局より説明をお願いする。
 - ・ 次回の審議会開催予定は、追って、調整のうえ委員に連絡する。
 - ・ 審議会の開催情報として開催日時を1週間前に市公式ホームページで公開する。
 - ・ 事務局より、次回の開催日程の案内があった。

4. 閉会

- 八木橋会長
- ・ 以上で本日の審議회를終了する。